

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部開発審査課

番号 1

許認可等の内容		開発行為の許可
根拠法令及び条項		都市計画法第29条第1項
審査基準	関係条項	都市計画法第33条及び34条
	基準 (未設定の場合はその理由)	都市計画法に基づく開発許可等事務の手引きによる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数45日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (年 月 日最終変更)